

令和5年度 千葉県相談支援従事者現任研修

コミュニティワークの理論と実践

地域を基盤としたソーシャルワーク コミュニティソーシャルワーク

吉井 稔

特定非営利活動法人リンク

〔中核地域生活支援センターさんネット
よろず相談センターぬくもり〕

山武郡市基幹相談支援センター(愛称:さんサポ)

本日の流れ

- 1. 地域を基盤としたソーシャルワーク**
 - ・個別課題 → 地域課題 ⇔ 一般化した課題
(ケースワーク) (コミュニティワーク)
- 2. 地域に働きかけるための技術**
 - ・地域づくりの意義 ・地域共生社会
- 3. 自立支援協議会(協議会)等の機能と役割**
 - ・山武圏域自立支援協議会の紹介
- 4. 地域アセスメントとその活用**
 - ・地域診断 ・コミュニティソーシャルワーク

相談支援専門員の役割と地域づくり

障害者総合支援法(第2条第5項)において、指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、「**地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。**」とされている。

一人の障がい者への相談支援(ケアマネジメント)での課題把握

複数のケアマネジメント時に同様の課題を把握

同業他社の相談支援員や障がい福祉サービス事業所等から課題を把握

皆さんなら
どうしますか?

出来る範囲で、地域づくりやコミュニティソーシャルワークに努めなければならない。

標準カリキュラム

1. 地域を基盤としたソーシャルワーク

ソーシャルワークの援助技術

- 個人を対象 ➡ ケースワーク
 - 集団を対象 ➡ グループワーク
 - 地域を対象 ➡ コミュニティワーク
- ⇒ ジェネラリスト・ソーシャルワーク

1990年以降に上記の3つの技術等を一体的かつ体系的に構造化。

ジェネラリストソーシャルワーク※を基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、**個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進すること**を基調とした実践理論の体系である(岩間2012)。

※ケースワーク、グループワーク、コミュニティワークを統合した援助技術

コミュニティソーシャルワーク

個別支援から地域支援へ

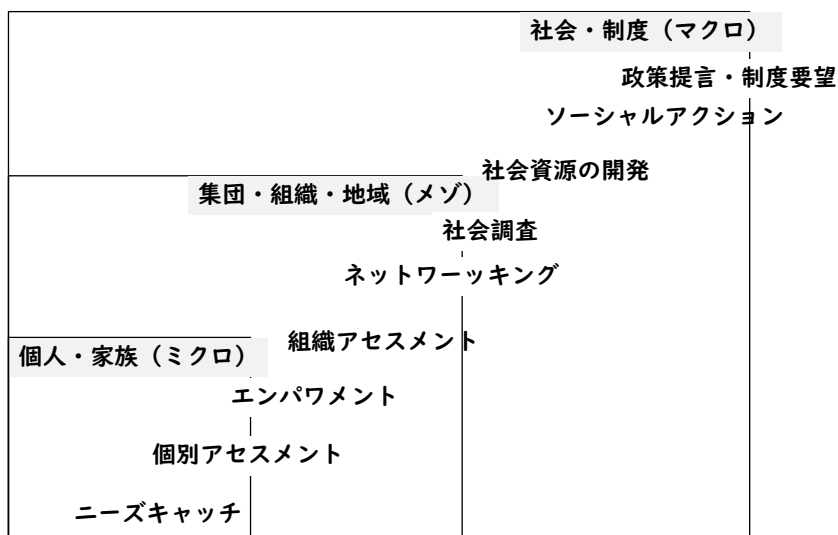
コミュニティソーシャルワークは、

- ① 「地域に顕在的に、あるいは潜在的に存在する生活上のニーズを把握し、それら生活上の課題を抱えている人々に対して、ケアマネジメントを軸とするソーシャルワークの過程」
 - ② 「それらの個別援助を通しての地域自立生活を可能ならしめる生活環境の整備や社会資源の改善・開発、ソーシャル・サポート・ネットワークを形成するなどの地域社会においてソーシャルワーク」
- を統合的に行う活動である。

参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

標準カリキュラム

ソーシャルワークの介入領域と援助技術の例



出所：長野県社会福祉協議会（2019）『地域共生・信州 創刊号』

地域を基盤としたソーシャルワーク の特質・必要な視点

- 本人の生活の場で展開する援助
- 援助対象の拡大
- 予防的かつ積極的アプローチ
- ネットワークによる連携と協働

◆ 個別課題から地域課題への転換

⇒ 個別支援を積み上げ、地域課題として展開し、
解決していくこと（※地域自立支援協議会の活用）

◆ 地域援助技術としてのコミュニティソーシャルワーク

⇒ 地域全体を動かして行くこと

出所：岩間伸之（2011）「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能」『ソーシャルワーク研究』37（1）

2. 地域に働きかけるための技術

地域づくりの意義

- ① 補完性の原理と地域の助け合い
- ② 地域の助け合い活動の意義
- ③ 地域内の問題解決力が高まる
- ④ 地域内の相互理解が深まる
- ⑤ 地域内の社会関係が広がる
- ⑥ 担い手の自己肯定感が高まる

地域づくりの意義

なぜ地域で助け合うことが必要なのか？

★補完性の原理と地域の助け合い

- ・フォーマルの限界をインフォーマルで補う×
- ・インフォーマルの限界をフォーマルで補う◎
- ・フォーマルの限界は新たな社会資源で補う◎

※新たな社会資源＝新たな公的サービス

&

新たな地域の助け合い

(既存のつながりにこだわらない
新たなつながりの創出)

参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

地域づくりの意義

★地域の助け合い活動の意義

・地域内の問題解決力が高まる

地域住民に代わって問題解決を行う×

地域住民が問題解決できるように支援をする◎

→住民自身が問題解決に関わることで、結果として地域内で問題解決していくための力が高まる

・地域内の相互理解が深まる

地域の助け合い活動は、地域内で様々な生きづらさを抱えた人との接点となり、地域の問題解決力の基盤となる相互理解を深めることとなる

・地域内の社会関係が広がる＝地域に様々な支援の担い

手が増える

家事や介護、育児等の直接的支援 / 悩み事を聞くなどの精神的支援

情報を届ける情報の支援 / 相手の考えや行動を認め肯定的な評価を伝える支援

・担い手の自己肯定感が高まる

誰かの役に立てることに喜びを感じ、誰かのために生きることは生きる意欲につながる 自己有用感→自己肯定感

参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会



伴走型支援と地域住民の気にかけて関係性によるセーフティネットの構築

・伴走型支援を実践するには、①「専門職による伴走型支援」と、②「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」の双方の視点を重視する必要

⇒ 個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される。



3. 地域自立支援協議会の機能と役割

市町村自立支援協議会の役割

- ・ 協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障害者等の支援体制の整備
- ・ 市町村及び都道府県は障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くように努めなければならない（障害者総合支援法第88条第8項及び第89条第6項）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営にあたっての留意事項について（平成25年3月28日障障発0328第1号）

市町村自立支援協議会に関わるときの視点

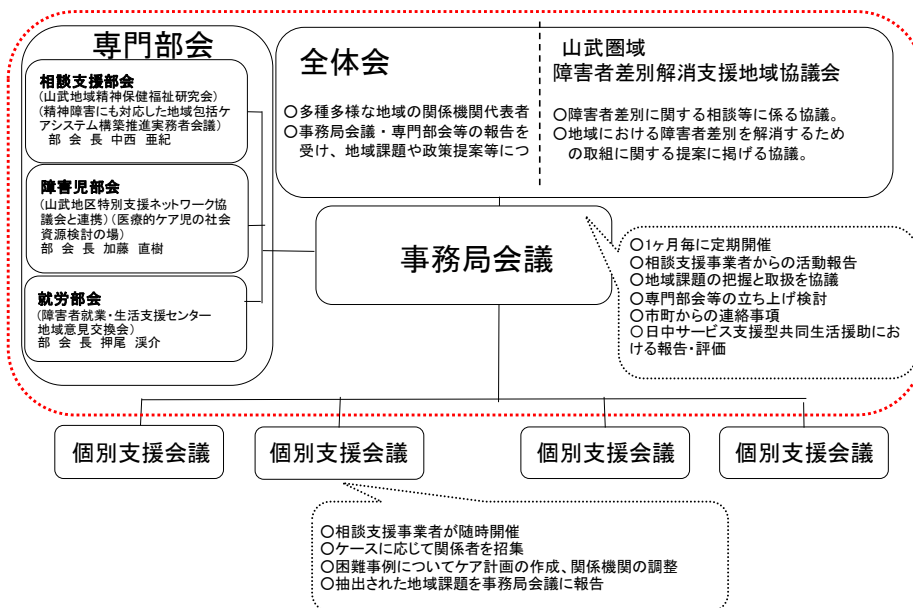
- ▶ 共通の目的を持つ
- ▶ 情報の共有
- ▶ 具体的に協働する
- ▶ 地域の関係者によるネットワークを構築する

地域自立支援協議会の展開と地域づくり

- ❖ 地域自立支援協議会で強調している3層構造
個別支援会議→事務局会議→定例会(全体会)
- ❖ これに基づいて、個別ニーズ→地域課題→社会資源の調整と開発へ展開する

山武圏域自立支援協議会 概念図

2023.9.1
 会長 大越 将司
 副会長 吉井 稔



2015年11月26日 山武圏域福祉関係機関等交流会

テーマ「山武で生きる～介護保険サービスと障害福祉サービスの相互理解～」



2016年6月30日 公開研修

「災害時に必要な障害者への対応」「避難所運営ゲーム」



山武圏域自立支援協議会
令和4年度 第1回 公開研修会
テーマ「障害者虐待防止の義務化」

令和4年度から障害者虐待防止について、事業所に「虐待防止委員会」「虐待防止責任者」を設置すること、また「研修の実施」が義務化されました。これを受けて各事業所では運営規程の変更や虐待防止研修の計画を進めていると思います。一方で虐待防止研修の企画の難しさに悩んだり、小規模な事業所などでは研修をどう組み立てればいいのか、戸惑っている方もおられるのではないのでしょうか？ 今回の全体研修会では、まず事業所の義務について県の担当者から説明を受け、その後県の虐待防止アドバイザーから、法人や事業所で取り組める虐待防止や研修の組み立てについての実践をお話したいと思います。先行して取り組んでいる事例を参考に、各法人や事業所で考えるきっかけにしたいと考えています。

【研修内容】

① 行政説明：障害者虐待防止における事業所での義務について
 千葉県障害福祉事業課虐待防止対策班

② 講 義：障害者虐待防止における事業所での取り組みや研修について
 講師：駒形真幸氏（はなかつまのり）氏
 （千葉県虐待防止アドバイザー／社会福祉法人華の花会）

【研修案内】

日 時：令和4年6月20日（月）14:00～16:00（受付：13:30～）
 会 場：山武健康福祉センター3階大会議室 【東金市東金907-1】
 （ZOOMによるリモート参加も可能です）
 ※ 駐車場に限りがあるので公共交通機関でお越し下さい。

定 員：50名（会場）
 参 加 費：無料

山武圏域全体の事業所等を対象に実施

山武圏域自立支援協議会

令和4年度 第2回 公開研修会

障がい者支援で大事にしたいこと

～やり直し勉強会～

令和4年 11月22日 火

13:00～16:00 (受付12:30～)

ZOOM
参加可



会場：山武健康福祉センター3階大会議室 【東金市東金907-1】
※駐車場に限りがあるので公共交通機関でお越し下さい。

11月の全体研修会は現場で業務にあたっている支援職員やヘルパー、相談支援専門員等のスキルアップを目的とした内容です。県の相談支援アドバイザーの桑田良子氏を講師にお呼びして、まず様々な障害を負った方への関わり方のヒントや、当事者の思いや家族の思いなど、具体的なエピソードを盛り込んで講演をしていただきます。講演の後には参加者同士が、それぞれの気づきや自身の関わりについて話し合う演習も行いたいと思います。この研修を通して、各自の日頃の業務の点検や、明日からの関わり方の工夫について、一緒に考える研修会としたいと思います。

①講演：「障害者支援で大事にしたいこと～やり直し勉強会～」

講師：千葉県相談支援アドバイザー 桑田良子氏
(社会福祉法人松里福祉会 小金基幹相談支援センター)

②グループワーク：「(講演を受けて)各自の気づきや今後の関わり方について」

山武圏域自立支援協議会

令和4年度 第3回 公開研修会

地域生活支援拠点の整備と運営

2023年 2月28日 火

14:00～16:00 (受付13:30～)

ZOOM
参加可



会場：山武健康福祉センター3階大会議室 【東金市東金907-1】
※駐車場に限りがあるので公共交通機関でお越し下さい。

地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「休職の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などを、地域の実情に応じた創意工夫によって実施するものです。千葉県内でも徐々に整備がされつつあり、山武圏域でもその準備が進まっていますが、多くの人にはまだその機能やメリットが浸透していないのも現状です。

今回の公開研修会はその地域生活支援拠点について、県の担当者と、実際に市町の協働による広域で実施している香取圏域の担当者を講師としてお招きして、設置までの準備や運用の実態などについてを講演していただきます。これからの山武圏域での準備やあり方を考える機会としたいと思います。

①行政説明「千葉県における地域生活支援拠点について」

講師：千葉県障害福祉事業課 地域生活支援班

②講演「地域生活支援拠点の整備と運用～香取広域の実践～」

講師：社会福祉法人ロザリオの聖母会
香取障害者支援センター センター長 辻内沙由里氏

4. 地域アセスメントとその活用

地域診断～地域アセスメントの視点と方法

①地域特性の把握

地域の歴史 / 主な産業 / 人口動態と将来推計

②地域住民ニーズの把握

行政資料の活用 / アンケート調査
ヒアリング調査 / 住民座談会

③社会資源の把握

行政機関 / 保健・医療・福祉関連の機関・団体
地縁組織 / ボランティアグループ
NPO法人 / 当事者団体 / 生活関連産業

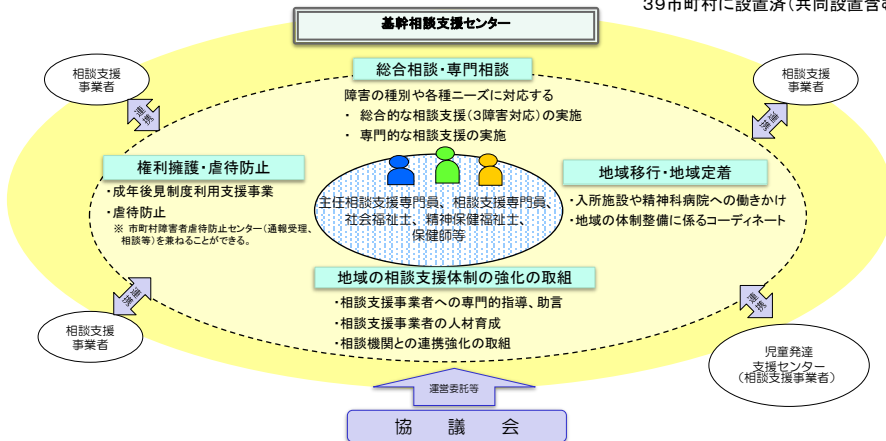
参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

千葉県内 令和5年4月現在
39市町村に設置済(共同設置含む)



【ご案内】

窓口開設日：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
 窓口開設時間：午前8時30分～午後5時15分
 ※緊急や事情に関する相談や通報は時間外も受け付けます。

所在地：〒283-0066 東金市南上町41-8

電話：0475-86-6474
 FAX：0475-86-6475
 メール：sanbu-kikan@wanahome.or.jp
 （メールのご相談へのお返事は時間がかかることがあります）



【近所でお越しの方】
 ・東金駅東口から 東金駅前口から東へ伸びる公園通りを渡り、千葉銀行のある交差点を右に曲がり突き当りの丁字路の左側です。（地図の高い山側）
 ・東金駅西口から 地図の低い山側におつてお越しください。

【お車でのお越しの方】
 国道126号線の「東金市神楽」交差点（ドコモショップがある交差点）をJRの駅前橋（C2）に跨り、約300メートル進んだ右側です。

委託法人：社会福祉法人ワナーホーム

さん ぶ ぐん し しゅう しゃ
山武郡市障がい者
 き かん そう だん し えん
基幹相談支援センター
（さんサポ）



基幹相談支援センターは、障がいのある方が安心して生活できるよう、ご本人、ご家族、関係機関の方などから困りごとや希望をうかがい、解決に向けて一緒に考え、情報提供や適切な機関への紹介などを行う総合相談窓口です。

山武郡市障がい者
基幹相談支援センター

山武郡市3市3町の相談支援の拠点として、総合的な相談業務や虐待の相談・通報受付を実施します。

総合的・専門的な相談支援

お困りごとがあれば、まずはご相談ください。相談を有する専門的職員が対応いたします。
 相談は来所・電話・訪問・メール・FAXなど相談者に合わせた手段で実施します。

【対象者】山武郡市（東金市・山武市・大網白里市・九十九宮町・芝山町・俣立光岡）にお住まいの障がいのある方、ご家族、関係機関の方など（手帳がなくてもご相談ください）

【費 用】相談にかかる費用はいりません。



地域の相談支援体制の強化（事業所の支援）

事業所からの相談を受け、訪問や巡回、同行を派して、相談支援業務等の指導・助言を行います。地域の事業所職員の方の研修なども実施します。

地域移行・地域定着の促進

医療機関などへの移行や要支援者を把握します。また、長期入院・長期入居者等の障がい者が地域生活へ移行・定着するための支援を実施します。

権利擁護・虐待防止

夜間や休日の時間帯について、障がい者虐待の通報受付を行います。（平日の日中は、お住まいの市町の障害者虐待防止センターへご連絡ください）
 成年後見制度の利用支援、虐待防止、障がい者差別解消など、障がい者の権利擁護に関する支援を行います。

その他

当事者活動等に関する研修会や意見交換会を行い、地域内の活動の場の創設を目指します。県域内の教育機関とも連携し、学生などへの啓発や福祉教育に協力します。

基幹相談支援センター 出向法人(相談支援事業所)



基幹相談支援センターの活動

※ 地域の相談支援体制の強化(事業所支援)

相談支援事業所合同事例検討会



基幹相談支援センターの活動(支援者支援)

※ 地域の相談支援体制の強化(事業所支援)

山武都市障害福祉サービス事業所合同新人研修会(職員向け研修)

障害児・者の福祉サービス基礎知識 (障害者総合支援法・児童福祉法)

～分からない事にお答えします～

山武圏域でも最近では障害者や障害児のサービスが新しく増えていて、他分野などから転職して勤めるようになった方も多いかと思えます。そんな中現場の職員からは「日々業務に追われてやっているけれどまだ仕組みがよく分からない」とか、「周囲の同僚などにもなかなか訊けない」とかの悩みを聞くことも少なくありません。

そこで現場の職員さん向けの、障害児・者へのサービスの仕組みや基礎知識が学べる「山武都市事業所合同新人研修会」を開催いたします。講義のあとには分からないことを質問できるグループワークも取り入れますので、気軽に遠慮せず参加していただきたいと思えます。企画・主催は山武都市3市3町を対象とした山武都市障がい者基幹相談支援センターが行います。

日 時：令和5年5月23日(火) 13:30～16:00

会 場：山武市成東文化会館のぎくプラザ 2階視聴覚室 山武市総合 290-1

対 象：山武都市内の事業所に入社して概ね3年以内の職員・行政職員(定員40名)

(それを超える方も申し込みいただけますが、定員に達した場合お断りすることがあります)

基幹相談支援センターの活動

※ 高校生への啓発授業

「地域福祉事業の実際について～心の健康のために～」

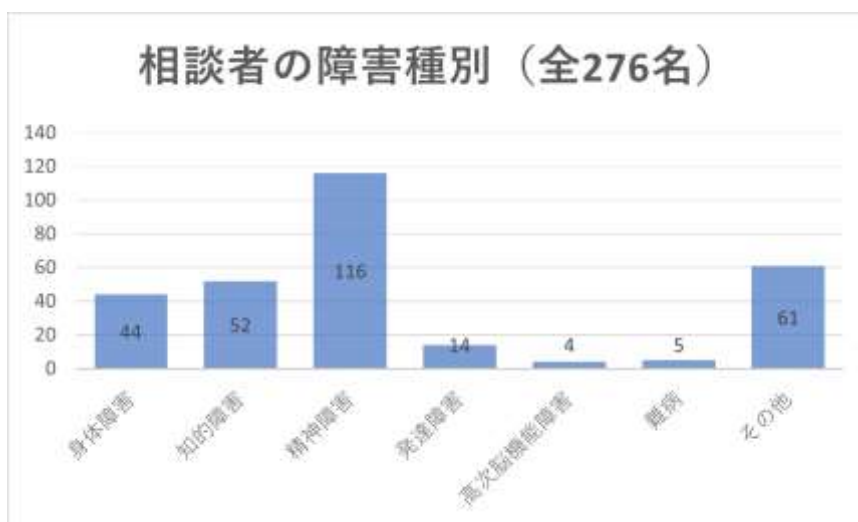


基幹相談支援センターの活動

（生徒の学習カードより）

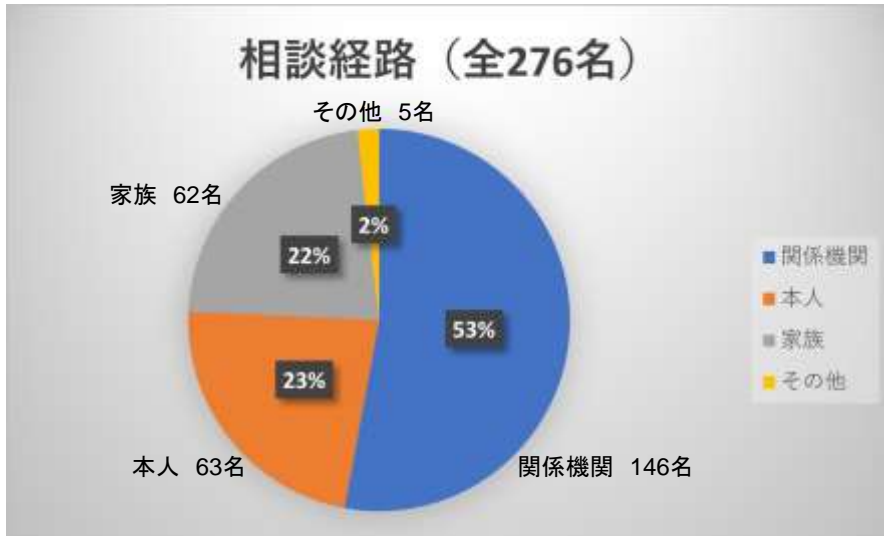
- ・今回の話が自分の家庭環境と似ているので、機会があれば相談をしてみたい。
- ・自分の親もヘルパーを利用しているので親近感が湧いた。
- ・色々な解決方法や救われている人がいることを知った。
- ・メンタルヘルス系の講義が少なかったので、興味深く聞けた。
- ・相談員の方が、心の病気や悩みを抱えている人に寄り添って支援し、地域社会で明るく元気に暮らしていけるよう働いていて、素晴らしいと思いました。
- ・色々な人の経験談を聞くことができ良かったです。
- ・ピアがガイドのように、一緒に歩いてくれる人だということを知りました。
- ・(当事者)お二人の話や経験を聞くことができ、その中には辛い話もありましたが自分の出来ることを考えて行動していることを知り、自分も見習おうと思った。
- ・もっと他にも、色々な経験や話を聞いてみたい。
- ・Aさんのお話が、とても大ききつらい感じが、伝わりました。

基幹相談支援センター相談対応実績（令和4年度）

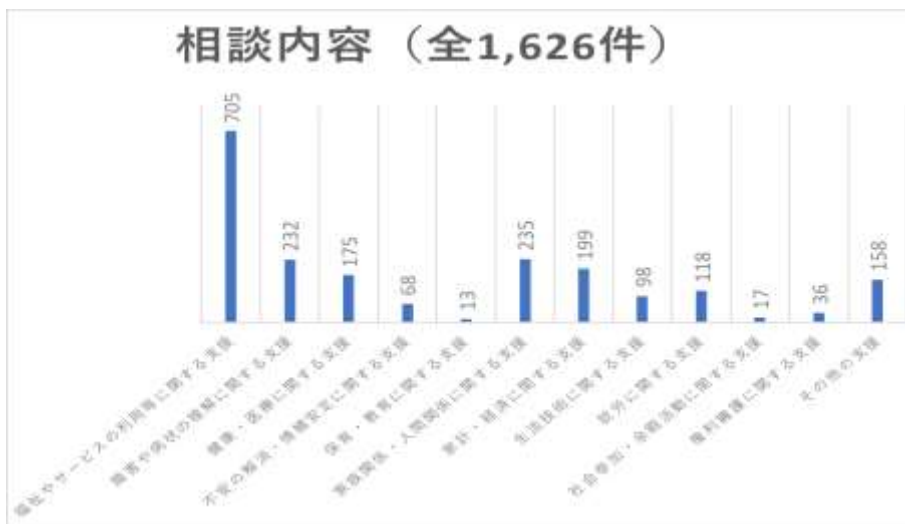


単位：人 ※重複障害は複数カウントあり

基幹相談支援センター相談対応実績（令和4年度）



基幹相談支援センター相談対応実績（令和4年度）



単位：件 ※1回の相談で複数の内容に応じる場合重複カウントあり

コミュニティソーシャルワークの機能

地域課題を解決していくための 地域支援の視点と方法

- | | |
|----------|-------------|
| ①問題の多数性 | ①地域ネットワーク作り |
| ②問題の社会性 | ②社会資源開発 |
| ③問題の共通性 | ③福祉教育 |
| ④問題の将来予測 | ④人材発掘・養成 |
| | ⑤地域組織化 |

参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

コミュニティソーシャルワークの機能

- ①ニーズ把握機能
- ②アセスメント機能
 - 個別支援と地域支援の双方に係るもの
 - 個人だけの問題なのか？
 - 地域全体で対応を考える必要のある問題なのか？
- ③相談助言・制度活用支援機能
- ④インフォーマルなサポート関係の維持・回復・開発機能
- ⑤地域生活支援計画作成・実施・モニタリング機能
 - 主に個別支援に関する機能
 - 地域の中でのインフォーマルなサポート状況に目を向けて、その力を活かし、高め、支えていく
- ⑥地域組織化機能（当事者組織化・住民活動組織化）

参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

コミュニティソーシャルワークの機能

⑦ニーズ共有・福祉教育機能

- 地域の力を高めていく地域支援の機能
- 当事者組織化…同じ生活問題を抱えている人々を組織化
住民活動組織化…同じ地域に暮らしている人々を組織化
- 個別ニーズに即して地域でなにができるかという観点で行うことが大切

⑧ソーシャルサポートネットワーク形成・調整機能

⑨ニーズ対応・サービス開発機能

- 個別支援と地域支援の双方にかかる機能
- 個別ニーズへ対応するために必要なネットワークの形成
- 制度の狭間のニーズに対する検討、新しいサービスの創出

⑩アドミニストレーション機能

- これらの機能をそれぞれ行うことができる体制を整えるとともに、両者を結びつけて展開できる仕組みを作る機能
- 具体的には、職員の配置・育成や連携体制の構築等。

参考 (一社)日本介護支援専門員協会テキスト「主任介護支援専門員研修」2021

地域の居場所とコミュニティソーシャルワーク

私たちの地域における「居場所」を考えると様々な捉え方ができる。

(1)物理的な空間や存在

- 自宅、職場、病院、社会資源 など
- 衣食住のある場所
- 身体的に存在する場所

(2)関係性（他者との関係の有無も含む）

- 親・子・兄弟・友人・知り合いとの関係性
- ココロのおきどころ

(3)社会的な役割

- 職種・親・地域の役割・担当 など

コミュニティソーシャルワークワークの一例

説明動画はこちら⇒



2023年度 WAM助成金事業 (2年目) (地域連携活動支援事業)

みんなのこころのよりどころ ホッとステーション



(事務局)
特定非営利活動法人リンク



いろいろなカタチの「ホットステーション」 (各機関・団体・店舗が可能な範囲で居場所を提供)

基本1

①居場所の提供

基本2

①居場所の提供
②お困り事の受止めと相談機関紹介

トッピング

①居場所の提供
②お困り事の受止めと相談機関紹介
③仕事・ホブ受入れ
④子ども食堂(食の提供)
⑤食糧・物資支援

PR方法

①ステッカー ②のぼり旗 ③ベンチ

どこかを表示して利用できることをPRする。

活動方法

各事業所が管理できる範囲内で協力する。

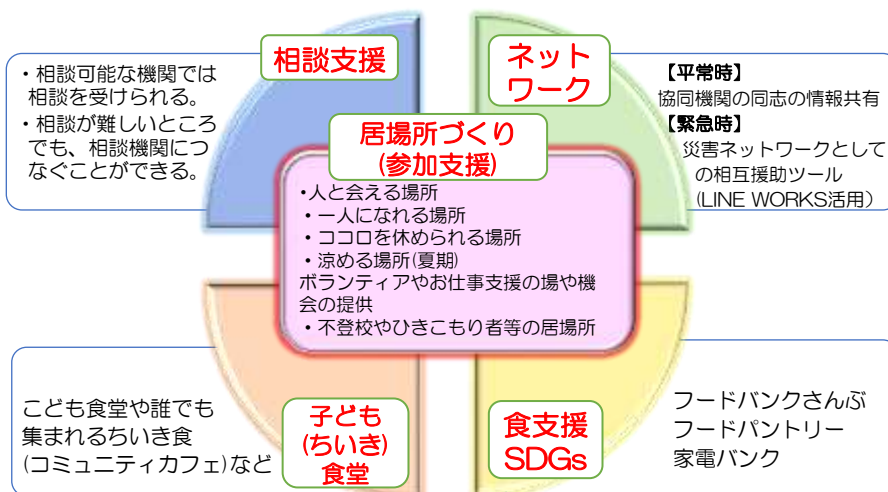
【提供頻度・時間】
例1) 毎週(月)・10-14時
例2) 月-金・13-17時
例3) 原則、開店時間内

【提供場所】
例1) 店舗内ロビー
例2) 店舗内空テーブル
例3) 店舗前ベンチのみ


【その他】
例1) まん延防止時中止
例2) 混雑時時間制限
例3) 混雑時場所移動

R4年度
69団体
登録

ホットステーション体系図(居場所を活用した多機能活動)



活動のメリット < 住民・協力機関・行政 >

<p>【協力機関 他】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所(店舗)の公共活動取り組みの紹介 2. SDGsへの参画⇒イメージアップ 3. 顧客又は相談者のアップ 4. SNSによる協力機関とのネットワーク形成と情報発信&共有が図れる。 5. 発災時の情報収集及び相互協力体制確保 	<p>【住民】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別な目的がなくても気軽に居て良い場所を利用できる。 2. ゆっくりできる場所で困り事の相談に乗ってもらえる。 3. 社会参加の機会を失っていた方やひきこもり者等の社会参加・外出の機会が増える。 4. 市町村単位ではなく生活地域で利用できる。
	
<p>【行政】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域共生社会や重層的支援体制整備へのパイロット事業として活用可能。 2. 市町地域の社会問題を共有できる。 3. 他との情報共有ができる。 	

子ども食堂（ちいき食堂）「ほのん」の開催

食を通じて、地域の方と交流をして、孤独や孤食の解消を図り、食の楽しさを伝えるとともに、顔の見える関係でつながることで、気軽に困りごとが話せる環境をつくれることを目的としている。地域の高校、大学にも協力をいただき、生徒への食の提供を行いながら、気軽に困りごとの相談ができるよう活動している。地域のイベントにも積極的に参加して、地域の方へのPR活動、気軽な相談ができるよう活動をしている。

ちいき食堂ほのんを16回実施
令和5年3月1日現在（令和4年6月以降）

- ・地域行事に参加して開催 8回
- ・高校・大学で開催 4回
- ・ホッとステーションフェスタ 1回
- ・法人リンクで主催 3回

参加者合計1,644名



フードバンク・物資支援活動「ほのん」の開催

フードバンク・物資支援活動【ネットワーク】

フードバンク・物資支援活動「ほのん」は、物資支援を通じて生活困窮者への支援を行い、様々な生活上の相談の機会につながるよう活動をおこなっている。協同機関と合同でイベントを開催するなど、活動のネットワークの構築も図っている。

地域住民の方にも、フードバンクの実際を知ってもらうこと、食にまつわるSDGsの意識を高めてもらうために、賞味期限の近い食品に触れてもらい、フードロスの問題意識の向上に寄与する活動を行っている。

フードバンク・物資支援
64回 68世帯に実施（令和4年度）

フードパントリー
6回実施 合計1,050名に提供（令和4年度）



協同機関ネットワーク



協同機関同士の情報共有のために、ラインワークスの活用を行っている。ラインワークスへの登録いただいている協同事業所は42箇所[※]に及び、これからも随時協力をいただいてラインワークスの活用を広げていきたいと考えている。また、インスタグラムの活用を始めるなど SNSを活用したネットワークを広げていく。

ラインワークスの投稿は、ホットステーション事業関連に特化したものではない。協働事業所が、自由にイベント情報を発信してもよい仕組みになっている。事務局からのホットステーション活動の報告の他、協同事業所から、地域や個々の事業所で行うイベントの周知や、地域情報の掲載も行われている。この普段からのつながりと情報共有が、相談者への連携や災害時の情報発信に大いに役立つと考えている。



2023年度 ホッとステーション事業概要

【中心事業】

①ホッとステーション事業

【連動事業】

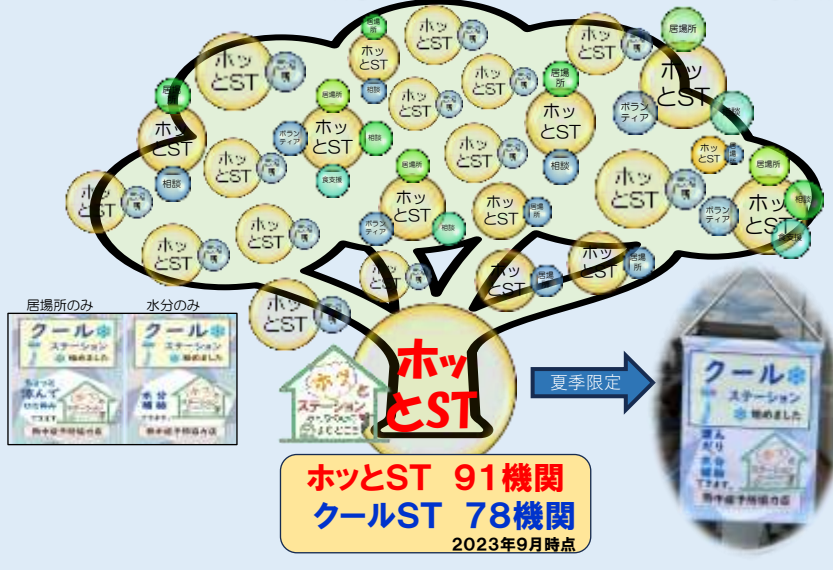
②ひきこもり支援・居場所

③ちいき(子ども)食堂

④フードバンクさんぶの支援システムの構築(家電バンク等活動含む)



ホッとステーション ⇨ 「夏季限定」で「クールステーション」を開設



最期に(コミュニティソーシャルワークを始める方へ)

○相談者を知ること

(考え・課題の背景[自己・社会]・意志 等)

○自分を知ること

(思考・役割・立ち位置・意欲 等)

○地域・環境を知ること

(人口分析・風土・社会資源・行政の考え、制度)



「地域」で何が求められているのか(ニーズ)

「私」だったら○○はできる。

「私のいる会社・事業所」なら○○はできる。

**※まずは一歩踏み出し、できることから
やってみよう!**